

# お知らせ なんたん



第69号(2の1)平成20年11月28日発行

## 今回のお知らせ内容

### — 2の1枚目(緑色) —

- 【表】・寄附禁止のルールを守って明るい選挙！  
・「振り込め詐欺」にご注意ください！  
・平成21年度 償却資産の申告について  
・インフルエンザ予防接種のお知らせ

- 【裏】・平成20年度くらしの資金貸付のご案内  
・氷室の郷から年末年始行事予定のお知らせ  
・発達障害支援講座Ⅲ「特別支援教育とは」を開催します  
・丹波自然運動公園からのお知らせ  
・女性の館お正月用講座のご案内  
・なんたんテレビ番組表(12月1日~15日)

### — 2の2枚目(オレンジ色) —

- 【表】・犬の登録などの手続きをお忘れなく！  
・使い捨てライター・スプレー缶などのごみの出し方  
・「家庭の省エネ講座」を開催します  
・「南丹市人権講演会」を開催します  
・多重債務無料法律相談のご案内  
・遊youひよし「ビデオ上映会」を開催します  
・子ども体験教室「石包丁をつくろう」を開催します  
・映画に関する情報を探しています  
・南丹地域府民会議 食環境部会『食育川柳』大募集！

## 寄附禁止のルールを守って明るい選挙！

政治家が、選挙区内の人にお金や物を贈ることは、法律で禁止されており、違反すると処罰されます。また、有権者が寄附(きふ)を求めることも禁止されています。寄附禁止のルールを守って明るい選挙を実現しましょう。

- 政治家の寄附の禁止 政治家(候補者、候補者になろうとする者、現に公職にある者)は、寄附をすると処罰されます。
  - 政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止 有権者が威迫(いはく)して、あるいは政治家を陥れる目的で寄附を求めると処罰されます。
  - 政治家の関係団体の寄附の禁止 政治家が役員や構成員である団体が、政治家の氏名を表示して選挙に関し寄附をすると処罰されます。
  - 後援団体の寄附の禁止 後援団体が、花輪、香典、祝儀などを出すと処罰されます。
  - 年賀状などのあいさつ状の禁止 政治家は、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状などのあいさつ状を出すことが禁じられます。
  - あいさつを目的とする有料広告の禁止 政治家や後援団体が、有料のあいさつ広告を出すと処罰されます。
- <みんなで徹底しよう「三ない運動」>
- ・政治家は有権者に寄附を贈らない！
  - ・有権者は政治家に寄附を求めない！
  - ・政治家から有権者への寄附は受け取らない！

◇問合せ先 選挙管理委員会事務局(総務課内) TEL (0771) 68-0002

## 「振り込め詐欺」にご注意ください！

南丹市においても巧妙で悪質な「振り込め詐欺」や「架空請求」が発生しています。不審な電話や身に覚えのない請求はがきなどが届いたら一人で悩まずご相談ください。

◇消費生活相談窓口 商工観光課 TEL (0771) 68-0050  
各支所 産業建設課 TEL 八木(0771) 68-0024  
日吉(0771) 68-0034 美山(0771) 68-0043

## 平成21年度 償却資産の申告について

会社や個人で工場、商店、アパート、駐車場などを経営されている方が所有している事業用資産(構築物・機械・車両・工具・器具・備品など)には償却資産として固定資産税がかかります。南丹市内に償却資産を所有されている方は、資産の多少にかかわらず、平成21年1月1日現在の所有資産について申告してください。

●提出期限 平成21年2月2日(月)までに、税務課または各支所地域総務課にご持参いただくか、郵送にて提出してください。

※申告用紙などは12月中旬に発送する予定です。事業を営んでいる方で、申告書がお手元に届かない場合は下記問合せ先までご連絡ください。

### ●税制改正による耐用年数の見直しについて

このたびの税制改正により、償却資産に伴う耐用年数が390区分から55区分に改正され、今まで細かく分けられていた耐用年数が集約されます。改正後の耐用年数および減価償却率は、過去に申告いただいた償却資産も含めて、1月1日において所有する全ての償却資産に適用されますので、すでに申告済みの償却資産についても耐用年数を変更しての申告が必要です。(自動的に新耐用年数に更新はされません)ただし、評価額計算はあくまで前年度(平成20年度)の評価額に対して、改正後の耐用年数により減価計算を行うものであり、資産の取得時点にさかのぼって計算し直すということではありませんので、ご注意ください。

### ●税率などの変更について

南丹市では、平成20年度まで合併前の町ごとに不均一課税を行っていましたが、平成21年度から南丹市税条例などに定める税率(1.5%)に統一し、併せて納税通知書についても統合します。

◇問合せ先 税務課 資産税係 TEL (0771) 68-0004  
各支所 地域総務課 総務係 TEL 八木(0771) 68-0020  
日吉(0771) 68-0030 美山(0771) 68-0040

## インフルエンザ予防接種のお知らせ

高齢者を対象として、インフルエンザの予防接種を公費(一部個人負担)で実施しています。希望される方は、期間内に実施医療機関にて接種を受けてください。

- 対象者 南丹市に住民登録などがあり、以下の①・②のどちらかに当てはまる方  
①65歳以上の接種希望者(接種日に65歳以上の方)  
②60歳以上65歳未満で、「心臓・じん臓・呼吸器の機能」または「ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能」に日常生活に支障をきたす程度の障がいがある方で、接種を希望される方(障害者手帳または医師の診断書が必要です)
- 申込方法 12月22日(月)までに南丹市内の実施協力医療機関(下表参照)へ直接お申し込みください。
- ※申し込みは各医療機関の診察時間内をお願いします。  
※対象者の方で、特別な事情(市外の医院にて病気の管理中であるなど)により下表の実施協力医療機関以外での接種を希望される方は、医療機関によっては、公費での接種を受けていただけない場合がありますので、健康課までお問い合わせください。
- 実施期間 12月27日(土)まで(診療日は医療機関によって異なりますので、必ず医療機関にお問い合わせください)
- 個人負担金 1,000円  
※1人につき年度内1回の接種に対して、自己負担金1,000円で実施します。  
※生活保護の方は払い戻しがありますので、健康課もしくは各支所健康福祉課に領収書を添えて申請してください。
- 実施医療機関(順不同)

園部町	石川耳鼻咽喉科医院/川西診療所/げんの耳鼻咽喉科/園部丹医会病院 /高屋こども診療所/富井内科医院/仁丹医院/広野医院/南八田診療所 /吉田小児科内科医院
八木町	坂井内科医院/山田医院/きむら診療所/公立南丹病院
日吉町	吉田医院/胡麻佐野診療所/藤岡五ヶ荘診療所/藤岡五ヶ荘第二診療所 /明治国際医療大学附属病院
美山町	美山診療所/美山林健センター診療所/大萱医院美山町分院

◇問合せ先 健康課 TEL (0771) 68-0016

八木支所各問合せ先は、各課・係への直通番号を案内しており、八木町内から電話をかける場合は、市外局番「0771」をダイヤルの上、おかけください。なお、八木町内から八木支所「TEL42-2300」に電話をしていただければ、本庁・支所の必要な部署へ転送をしますので、市内通話料金でお問い合わせいただくことができます。